

<別紙 1 >

公立みつぎ総合病院特別養護老人ホーム「ふれあい」
(介護予防) 短期入所生活介護のご案内 (重要事項説明書) (空床利用を含む)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 公立みつぎ総合病院特別養護老人ホーム「ふれあい」
- ・開設年月日 平成12年4月1日(平成17年3月28日)
- ・所在地 広島県尾道市御調町高尾1348番地6
- ・電話番号 0848-76-2415
- ・FAX 番号 0848-76-2414
- ・病院事業管理者 突沖 満則
- ・管理者・所長 畠 將持
- ・介護保険事業所番号 3474100223

(2) 公立みつぎ総合病院特別養護老人ホーム「ふれあい」の運営方針

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定介護福祉サービスの提供に努め心身の安定を図り、適切な介護を行うとともに、リハビリテーション、クラブ活動、レクリエーションなどを実施し、生活環境の整備や充実に努めるとともに、公立みつぎ総合病院保健福祉総合施設や地域住民との交流を推進し、明るく潤いのある生活が営まれるよう開かれた施設づくりを推進します。

介護の質が重要で、質の向上が望まれます。そういう理念をふまえて当施設は身体拘束ゼロ作戦を実施しています。利用者をベッドに縛ったりする拘束等はせず、利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービスを提供しています。

(3) 施設の職員体制(常勤換算)

	常 勤	非常勤	業務内容
・管理者・所長	1. 0		施設管理
・医 師		0. 1	医療管理
・看護職員	3. 0	1. 6	看護業務
・介護職員	24. 0		介護業務
・生活相談員	1. 0		相談業務
・理学療法士等	1. 0		理学療法
・音楽療法士	1. 0		音楽療法
・管理栄養士	1. 0	0. 7	栄養管理
・歯科衛生士		0. 2	口腔機能向上サービス
・調理師(委託)	3. 0		調 理
・調理員(委託)	2. 0		調 理
・介護支援専門員(兼)	5. 0		介護サービス計画作成
・事務職員	5. 0		事務処理

(4) 入所定員

- ・定 員 80名(空床利用)
- ・療養室 個室8室、4人室14室、3人室4室、2人室2室

2 サービス内容

- ① 短期入所生活介護計画の立案
- ② 食事（原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 7時30分～
昼食 12時00分～
夕食 18時00分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 送迎サービス
（短期入所生活介護サービスにおける通常の送迎の実施地域は、尾道市御調町・木ノ庄町・美ノ郷町、世羅郡世羅町大字宇津戸、府中市三郎丸町・河南町・篠根町・父石町・僧殿町及び三原市八幡町の各地域です。）
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 利用者が選択する特別な食事の提供
- ⑩ その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3 協力医療機関等

当施設では、公立みつぎ総合病院の協力のもと利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応を行います。（別紙「公立みつぎ総合病院保健福祉総合施設救急対応マニュアル」参照）

・協力医療機関

- ・名 称 公立みつぎ総合病院
- ・住 所 広島県尾道市御調町市124番地

・協力歯科医療機関

- ・名 称 公立みつぎ総合病院
- ・住 所 広島県尾道市御調町市124番地

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、ご記入いただいた緊急時の連絡先に連絡します。

4 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会時間は特に定めてはおりませんが、早朝、夜間のご遠慮下さい。
- ・外出は健康状態を考慮する必要がありますので、事前に申し出て外出許可願を提出し許可された後、外出して下さい。
- ・飲酒・喫煙は他の利用者への危険や迷惑にならない範囲で可能ですが、健康的な施設生活のためできるだけ控えていただきますようお願いいたします。
- ・火気の取り扱いには注意して下さい。
- ・設備・備品の利用にあたっては、当施設の許可が必要です。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、原則として利用者で行っていただきます。
- ・金銭・貴重品の管理は原則として利用者で行っていただきます。
- ・施設内における利用者の、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、その他ほかの利用者への迷惑行為は、禁止します。
- ・ペットの持ち込みは、禁止します。

5 非常災害対策

非常災害に備えるため、非常災害対策計画を作成し必要な設備を整え、訓練を行っています。

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、食品等の備蓄品
- ・防災訓練 年2回

6 衛生管理等

職員等に対して流水による手洗いの励行を徹底させるとともに、施設内各所に水道又は速乾式手洗い液等の消毒液を設置し衛生的な管理に努め、予防接種を実施するなど感染症が発生、まん延しないよう必要な措置を講じています。

7 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者・所長 畠 將持
-------------	------------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 職員等に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 身体的拘束その他の行動制限

当施設では、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。

なお、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者への「営利行為、宗教活動、特定の政治活動」は禁止します。

10 相談窓口

当施設には生活相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、要望やご意見などお気軽にご相談ください。（事務室、1・2階サービスステーション）

そのほか、備え付けの「ご意見箱」をご利用ください。

（電話0848-76-2415）

11 第三者評価の実施状況

当施設は、第三者評価の実施をしておりません。

12 秘密保持及び個人情報

当施設は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密並びに個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険が及ぶ場合など正当な理由がある場合を除いては、契約中また契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

但し、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合に限り、利用者及び家族の個人情報を文書による同意を得て用いることがあります。

13 賠償責任

当施設のサービスの提供に伴って、事故の責任による事由の場合、契約者に生じた損害については、賠償責任を負います。但し、利用者に故意又は過失が認められた場合は、状況を判断し賠償責任を減じることとします。

14 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者 管理者・所長 (畠 將持)
- 相談・苦情受付窓口 看護師長 (中田 智子)
- 介護支援専門員 (石川 寿恵子)
- 生活相談員 (栗根 誠)

○受付時間 平日 8:30～17:15

○電話番号 0848-76-2415

(FAX) 0848-76-2414

苦情は口頭でも受け付けますが、窓口には「ご意見箱」を設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

サービスに関する相談や苦情については、上記の者のほかに次の窓口で対応します。

尾道市北部地域包括支援センター	所在地 広島県尾道市御調町市107番地1 電話番号 0848-76-2495 FAX 0848-77-0033 対応時間 平日 8:30～17:15
-----------------	---

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等の相談ができます。

尾道市福祉保健部高齢者福祉課 介護保険係 高齢者福祉係	所在地 広島県尾道市久保一丁目15番1号 電話番号 0848-38-9440 (介護保険係) 電話番号 0848-38-9137 (高齢者福祉係) 対応時間 平日 8:30～17:15
広島県国民健康保険団体連合会 (国保連合会)	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 FAX 082-511-9126 対応時間 平日 8:30～17:15

○ また、要介護認定についての不服審査の窓口は以下のとおりです。

広島県介護保険審査会	所在地 広島県尾道市古浜町26-12 広島県東部厚生環境事務所 厚生課厚生推進係 電話番号 0848-25-2011 FAX 0848-25-2461 対応時間 平日 8:30～17:15
------------	---

<別紙 2 >

公立みつぎ総合病院特別養護老人ホーム「ふれあい」
介護予防短期入所生活介護のサービスについて

1 介護保険証の確認

ご利用の説明を行うにあたり、利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

2 介護予防短期入所生活介護サービス

介護予防短期入所生活介護計画に基づき、居宅における生活を支援するために、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の提供、その他日常生活上のお世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう努めます。

この計画は、本人・ご家族の希望を十分に取り入れ、利用に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されます。また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

医師、看護職員が常勤していますので、入所者の状態に照らして適切な医療、看護を行います。

◇介護：

介護予防短期入所生活介護計画の作成

- ・利用者の方が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者や家族の同意を得ながらサービス計画を立案します。

介護サービス

- ・看護師、介護職員が協力して看護、介護を行います。
- ・介護の質の向上を目指して、身体拘束ゼロ作戦を実施し、利用者の意思や人格を尊重した利用者本位のサービスを行います。
- ・当施設では、緊急時を除き原則として身体的拘束は行いません。介護の質の向上をめざし、身体拘束ゼロ作戦を実施しています。
- ・入浴は、一週間に2回以上利用できます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭になる場合があります。

※ 看護・介護の記録は、利用者やご家族の希望に応じ、規定に沿って開示します。

※ お食事は利用者の状態やご希望により、時間と場所が選べます。

◇教養娯楽及びレクリエーションなどの日常生活サービス：

入所中は明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って、レクリエーションや季節ごとの行事を実施し、積極的に参加できるようにします。

◇機能訓練：

常勤の理学（作業）療法士によるリハビリや、機能回復訓練を行い、減退を防止しています。

3 利用料金

(1) 保険給付の自己負担額

① 施設サービス費

(介護保険制度では、利用する居室の種類と要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日につきの自己負担分です)

A (従来型個室)

併設型介護予防短期入所生活介護費 (I)

- ・ 要支援 1 4 5 1 円
- ・ 要支援 2 5 6 1 円

B (多床室)

併設型介護予防短期入所生活介護費 (II)

- ・ 要支援 1 4 5 1 円
- ・ 要支援 2 5 6 1 円

② 加算 (上記サービス費に以下の金額が加算されます)

- a 生活機能向上連携加算 (II) 1 日につき 2 0 0 円
(利用者ができる限り自立した生活を送れるように、「自立支援・重度化防止」に資する介護を促進するため、生活機能向上を図る)
- b 機能訓練体制加算 1 日につき 1 2 円
(専従の機能訓練指導を行う常勤の理学療法士等を1名以上配置している)
- c 認知症行動・心理症状緊急対応加算 1 日につき 2 0 0 円
(医師により、認知症の行動・心理症状が認められ在宅生活が困難であり、緊急的な入所が適当であると判断された利用者に対して、入所後7日に限り)
- d 若年性認知症利用者受入加算 1 日につき 1 2 0 円
(対象者のみ)
- e 送迎加算 片道につき 1 8 4 円
(利用者の状態、家族の事情などからみて必要と認められる場合)
- f 療養食加算 1 日 3 回を限度に 1 回 8 円
(療養食を必要とし、管理栄養士等によって管理している)
- g 生産性向上推進体制加算 (II) 1 日につき 1 0 円
(利用者の安全・介護サービスの質の確保、生産性の向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行う)
- h サービス提供体制強化加算 (I) 1 日につき 2 2 円
(サービスの質の向上や、職員のキャリアアップを推進する観点から、介護福祉士の割合や勤続年数の長い介護福祉士の割合が高い事業者を評価)

i 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ

ここまでの保険給付の入所者負担合計額に、17.6%を加算する。

※ 被爆者健康手帳を所持している方は、ここまでの自己負担は免除になります。

(2) 食費（標準負担額） 1日につき 1,710円

（施設で提供する食事の食材料費及び調理費等）

※ 生活保護受給者や市町村民税非課税世帯の方で、市町村が発行する減額認定証をお持ちの方は、利用者負担段階に応じて、第1段階は300円、第2段階は600円、第3段階(1)は1,030円、第3段階(2)は1,360円に減額になります。

(3) 滞在費

（国の基準に基づいて、建設費用や器具備品費用等のうち、入所者個人の使用される部分について算出したもの）

① 多床室 1日につき 915円

※ 生活保護受給者と市町村民税非課税世帯の方で、市町村が発行する減額認定証をお持ちの方は、利用者負担段階に応じて、第1段階は0円、第2段階及び第3段階(1)は430円、第3段階(2)は530円に減額になります。

② 従来型個室 1日につき 1,231円

※ 生活保護受給者と市町村民税非課税世帯の方で、市町村が発行する減額認定証をお持ちの方は、利用者負担段階に応じて、第1段階は380円、第2段階は480円、第3段階(1)は880円、第3段階(2)は980円に減額になります。

(4) その他の料金（税込）

① 理美容料 実費

② 電気料金

1) テレビ	・・・・・・・・・・・・・・・・	87円／日
2) ラジオ・CD	・・・・・・・・・・・・・・・・	43円／日
3) 電気毛布	・・・・・・・・・・・・・・・・	43円／日
4) その他	・・・・・・・・・・・・・・・・	実費

※ その他、利用者の希望により提供するものについては、別途料金（実費）となります。

令和8年8月1日改定

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	公立みつぎ総合病院特別養護老人ホーム「ふれあい」
申請するサービス種類	介護老人福祉施設、（介護予防）短期入所生活介護

措 置 の 概 要

1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

公立みつぎ総合病院特別養護老人ホーム「ふれあい」が提供する、介護サービスに係る苦情に適切に対処するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を置きます。

① 苦情解決責任者は、管理者・所長（畠 將 持）です。

② 相談・苦情の受付窓口は、看護師長（中田 智子）です。

介護支援専門員（石川 寿恵子）です。

生活相談員（栗 根 誠）です。

公立みつぎ総合病院特別養護老人ホーム「ふれあい」 Tel 0848-76-2415

③ 第三者委員は、尾道市御調地区介護保険推進委員会です。

尾道市御調地区介護保険推進委員会（尾道市御調保健福祉センター内） Tel 0848-76-2235

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

担当者が相談・苦情を受けた場合、その内容確認が必要な場合は、担当した看護職員や介護員等に必要事実確認を速やかに行い、その処理にあたるものとする。

処理にあたっては、誠意をもって面談もしくは電話連絡によって直接伝えるものとし、相談や苦情の問題点の改善を速やかに行うこととする。

相談・苦情を受けた場合は、記録に残すこととする。

また、事業運営に問題があると判断した場合、管理者・所長は、病院事業管理者と協議の上、運営規程の改正等必要な措置を講ずることとする。

3. その他参考事項

(1) 苦情処理検討委員会で解決できない苦情は、次の機関の窓口へ相談することとする。

また、利用者等からの苦情について、市町及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、指導及び助言を受けた場合には、これに従って必要な改善を行い、求めがあった場合には、その改善内容を報告することとする。

尾道市北部地域包括支援センター Tel 0848-76-2495

尾道市福祉保健部高齢者福祉課 介護保険係 Tel 0848-38-9440

高齢者福祉係 Tel 0848-38-9137

広島県国民健康保険団体連合会（国保連） Tel 082-554-0783

(2) 介護保険に係る審査請求の窓口

広島県介護保険審査会（広島県東部厚生環境事務所 厚生課厚生推進係）

Tel 0848-25-2011